

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画下月限正手地区地区計画を次のように変更する。

名 称	下月限正手地区地区計画
位 置	福岡市博多区大字下月限及び東月限一丁目の各一部
面 積	約 8.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>当地区は、本市の都心部から東南へ約6.5kmに位置する市内最大規模の総合公園である「東平尾公園」に近接した市道「浦田宝満尾線」及び「主要地方道福岡東環状線」沿いの地区であり、同公園周辺の道路整備や地下鉄1号線の福岡空港乗り入れ等により、今後ますます沿道利便施設の立地や良好な住宅供給の需要が高まることが見込まれる。 このため、今後地区内に進められている土地区画整理事業やその他の開発等を適切に誘導し、沿道利用の促進を図るとともに、住宅地と調和した良好な住居環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>土地区画整理事業予定地には住宅・利便施設ゾーンを、その他の地区には沿道利便施設ゾーンを配置し、沿道利便施設と良好な住宅の複合地区としての形成に努める。</p>
	建築物等の整備の方針 <p>周辺住宅地と調和した市街地環境の形成を図るため、各ゾーンにおいて、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p>
	その他の当該地区の整備・開発及び保全に関する方針 <p>住宅・利便施設ゾーンにおいては、区画道路を適切に配置するとともに、地区内居住者のための公園を配置する。</p>

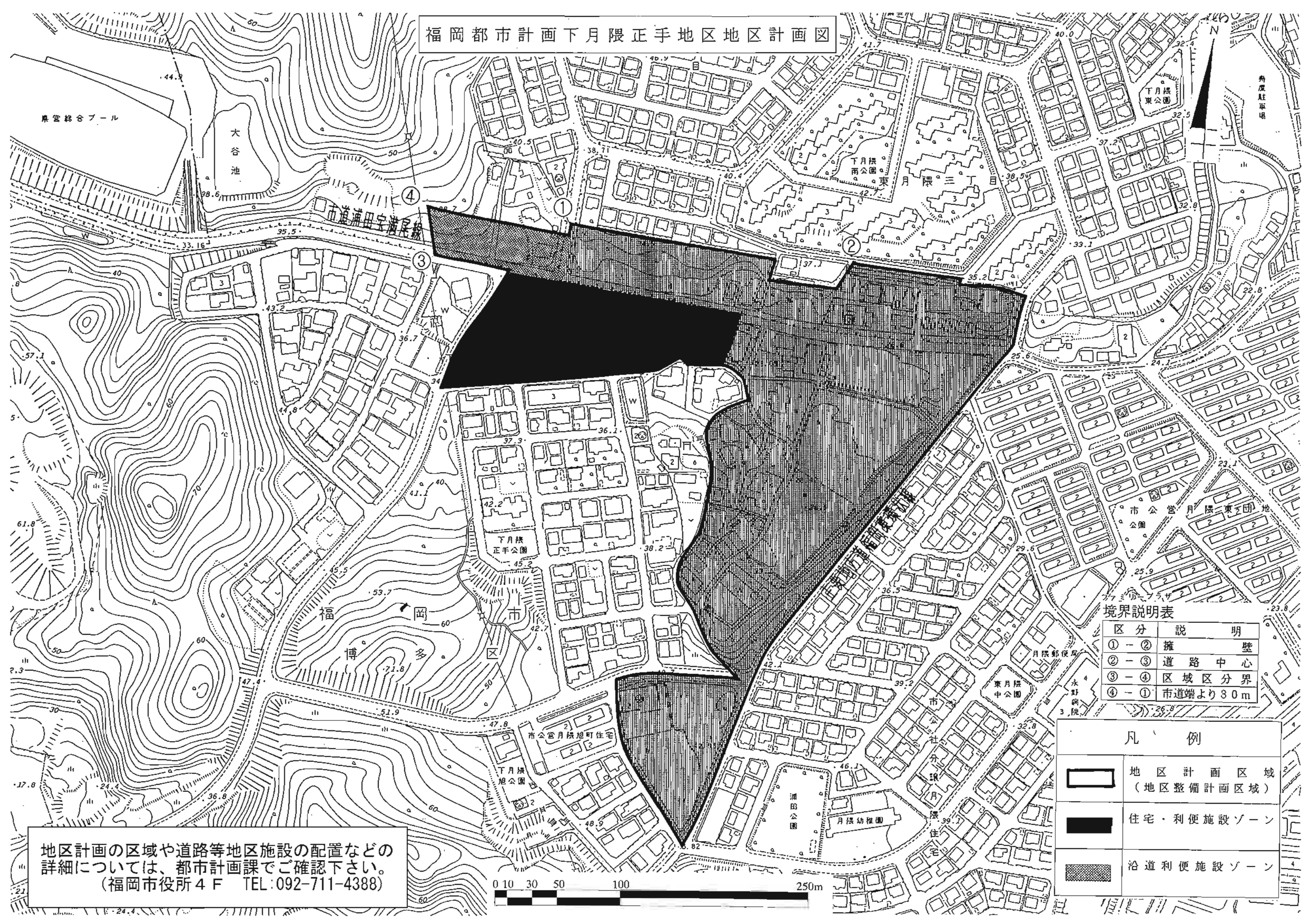
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道利便施設ゾーン	住宅・利便施設ゾーン	
				約6.8 ha	約1.4 ha	
				建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10	10分の6
				建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5	10分の4

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画下月隈正手地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
① - ②	擁壁
② - ③	道路中心
③ - ④	区域区分界
④ - ①	市道端より80m

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	住宅・利便施設ゾーン
	沿道利便施設ゾーン

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所4F TEL:092-711-4388)

